

## 【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その44：ロックダウン措置の5月31日までの延長）：在インド日本国大使館

## 【ポイント】

- インド政府によると、5月19日現在のインド国内感染者の合計は101,139例（死亡3,163例）となっています。
- インド政府はロックダウン措置を5月31日まで延長することを発表するとともに、ロックダウンに関する新たなガイドラインを発表しています。それによると、引き続き一部の例外を除く旅客航空国内線及び国際線の運航が停止される他、メトロ鉄道サービスの停止、教育機関の閉鎖、映画館・ショッピングモール等の営業停止、午後7時から午前7時までの必要不可欠の場合を除く外出禁止等の措置が継続されるとしています。また、自動車やバス等の移動は一定の制限の下で許可されるとしています。この他、州政府が独自に活動を制限することができます。

在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、お住まい・滞在先の地域の最新情報の入手に努めていただき、十分注意して行動してください。

## 【本文】

1 インド政府によると、5月19日現在のインド国内感染者の合計は、101,139例（死亡3,163例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/>

2 インド政府はロックダウン措置を5月31日まで延長することを発表するとともに、ロックダウンに関する新たなガイドラインを発表しています。それによると、引き続き一部の例外を除く旅客航空国内線及び国際線の運航が停止される他、メトロ鉄道サービスの停止、教育機関の閉鎖、映画館・ショッピングモール等の営業停止、午後7時から午前7時までの必要不可欠の場合を除く外出禁止等の措置が継続されるとしています。また、自動車やバス等の移動は一定の制限の下で許可されるとしています。この他、州政府が独自に活動を制限することができます。

デリー準州は、中央政府のガイドラインを踏まえ、州内における活動の新たな指針を発表しました。新たな指針では、民間オフィスの営業が人数の制限無く許可されるとしています（ただし、テレワークを奨励）。また、デリバリーのためのレストランの営業が許可される他、マーケットでは店舗番号の奇数／偶数に

基づいて隔日で営業が許可されるとしています。この他、個人での乗用車での移動（運転手以外に乗車は2名まで）、州内におけるバスの運行（乗車人数は20名まで）、タクシー（乗客2名まで）、リキシャ（乗客1名まで）の営業が許可されるとしています。

この他、各州政府が州間や州内における人の移動を含め新たな措置を導入する動きがあります。例えば、ハリヤナ州ではグルガオン・デリー間の移動のために許可証を発給するという情報があります。在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、お住まい・滞在先の地域の最新情報の入手に努めていただき、十分注意して行動してください。

（インド内務省ウェブサイト関連部分）

[https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHAOrderextension\\_1752020\\_0.pdf](https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHAOrderextension_1752020_0.pdf)

（デリー準州におけるロックダウンに関する新たなガイドライン）

[https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/Delhi\\_Guidelines\\_for\\_Lockdown\\_4.pdf](https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/Delhi_Guidelines_for_Lockdown_4.pdf)

3 5月6日、インド政府は、新たなインド滞在中の外国人のビザの延長手続きについて発表しました。

（インド政府広報局ウェブサイト関連部分）

<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1621287>

（1）2020年2月1日からインド発の国際旅客航空便の禁止がインド政府によって解除される日までの期間中に、ビザが失効した、または失効するインド滞在中の外国人のビザは、オンラインによる延長申請によって、インド発の国際旅客航空便の禁止が解除された日から最長30日間、無料で延長され、延長が許可された期間中に出国する場合は、罰則の対象とならないとのことです。また、延長申請ではなく、出国許可申請を行った場合も同様に処理されるとのことです。

（2）延長が必要な方は、管轄する外国人登録事務所（FRRO/FRO）に対し、以下のURLからオンラインで申請する必要があります。

<https://indianfrro.gov.in/eservices/home.jsp>

（3）国際旅客航空便の禁止解除日の判明以前に延長申請を行う必要があるか否かについて、外国人登録事務所（FRRO）は、延長申請は同解除日が判明後に行うことで差し支えなく、また、現時点で延長申請をした場合は、6月30日までの延長が許可される見込みであると説明しています。

（4）今後、臨時便による日本帰国など出国を予定されている方は、必ず出国までに外国人登録事務所（FRRO/FRO）のウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから出国してください。

4 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています（詳しくは当館ホームページをご覧ください。）。

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf>

5 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

（１）中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を継続しており、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

（２）在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

[jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp)

（３）ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

- ・密閉空間、密集場所、密接場面を避け、社会的な距離を確保する。
- ・アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。
- ・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

（各種情報が入手できるサイト）

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

[https://twitter.com/MoHFW\\_INDIA](https://twitter.com/MoHFW_INDIA)

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

[https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index\\_jp.html](https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html)

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)